

令和6年度における国民健康保険制度の主な改正（案）について

1 低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置の基準拡大について

(1) 改正の概要

低所得者に対する保険料の軽減措置の基準について、保険料の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げをするもの。

① 5割軽減の対象世帯拡大

$$\begin{aligned} & \text{(現 行) 基礎控除額 (43 万円) + (給与所得者等の人数 - 1) \times 10 万円} \\ & \quad + \underline{29} \text{ 万円} \times \text{被保険者数} \\ & \quad \downarrow \\ & \text{(改正後) 基礎控除額 (43 万円) + (給与所得者等の人数 - 1) \times 10 万円} \\ & \quad + \underline{29.5} \text{ 万円} \times \text{被保険者数} \end{aligned}$$

② 2割軽減の対象世帯拡大

$$\begin{aligned} & \text{(現 行) 基礎控除額 (43 万円) + (給与所得者等の人数 - 1) \times 10 万円} \\ & \quad + \underline{53.5} \text{ 万円} \times \text{被保険者数} \\ & \quad \downarrow \\ & \text{(改正後) 基礎控除額 (43 万円) + (給与所得者等の人数 - 1) \times 10 万円} \\ & \quad + \underline{54.5} \text{ 万円} \times \text{被保険者数} \end{aligned}$$

【例1】給与収入3人世帯

- ・ 5割軽減基準収入 (現 行) 約197万円 → (改正後) 約199万円
- ・ 2割軽減基準収入 (現 行) 約302万円 → (改正後) 約306万円

【例2】給与収入4人世帯

- ・ 5割軽減基準収入 (現 行) 約238万円 → (改正後) 約241万円
- ・ 2割軽減基準収入 (現 行) 約376万円 → (改正後) 約381万円

【例3】年金収入2人世帯 (65歳以上)

- ・ 5割軽減基準収入 (現 行) 約226万円 → (改正後) 約227万円
- ・ 2割軽減基準収入 (現 行) 約275万円 → (改正後) 約277万円

※いずれも世帯に1人だけ収入がある場合

(2) 施行日

令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の保険料から適用する。

2 低所得者に対する国民健康保険料の本市独自減免の基準拡大について

(1) 改正の概要

低所得者減免^{※1}の適用基準について、対象となる世帯の減免判定所得の引き上げをするもの。

(現行)			(改正後)	
被保険者数	基準額 ^{※2}		被保険者数	基準額
1人	<u>124</u> 万円+給与所得者等の数×10万円		1人	<u>127</u> 万円+給与所得者等の数×10万円
2人	<u>176</u> 万円+給与所得者等の数×10万円	→	2人	<u>180</u> 万円+給与所得者等の数×10万円
3人	<u>215</u> 万円+給与所得者等の数×10万円		3人	<u>220</u> 万円+給与所得者等の数×10万円
4人	<u>248</u> 万円+給与所得者等の数×10万円		4人	<u>254</u> 万円+給与所得者等の数×10万円

【例1】2人世帯で1人に給与収入がある場合

(現行) 約277万円 → (改正後) 約283万円

【例2】2人世帯(65歳以上)で1人に年金収入がある場合

(現行) 約310万円 → (改正後) 約314万円

※1 低所得者減免について

国民健康保険の均等割と平等割については、所得に関係なく一律に定額が算定されることから低所得世帯にとって重い負担となっている。そのような世帯の負担軽減策として、一定の基準額未満の所得の世帯(7、5割軽減世帯を除く)を対象に、平成26年度から本市独自に均等割と平等割を2割減免している。

※2 基準額について

厚生労働省が3年おきに実施する国民生活基礎調査の大規模調査の結果に基づき算出される「貧困線」等により設定している。

(2) 施行日

令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の保険料から適用する。